

くまとり議会だより

平成26年8月発行

No.26

発行部数 17,000部 1部当たり11.9円で作成しています

発行/熊取町議会 編集/広報委員会
熊取町野田一丁目1番1号 ☎072-452-9023



長池オアシス公園 ハス祭り



東小学校での運動会 5年生による組立体操



七夕 in 煉瓦館 ジャンプ君&メジーナちゃんとパチリ

もくじ

6月定例会 第1回臨時会

6月定例会・第1回臨時会	2・3ページ
請願・決議・政治倫理審査会経過報告	4・5ページ
一般質問	6～10ページ
BNCT 研究センター視察・モニター会議	10ページ
議会報告会での意見・要望	11ページ
議会報告会日程	12ページ

9月定例会予定

傍聴にお越しく下さい

○会議はいずれも午前10時からです。
(9月19日(金)の議会運営委員会のみ
午後1時30分からです。)

議事の進み具合により、会議が終了している場合もあります。日程は変更する場合があります。直前にお問い合わせください。

●本会議の日程 9月10日(水)・11日(木)・12日(金)
10月7日(火)
【予備日】9月16日(火)

●委員会の日程 (別室で音声のみ)

【議会運営委員会】9月4日(木)・19日(金)

【常任委員会】事業厚生:9月19日(金)
総務文教:9月22日(月)

【決算審査特別委員会】9月29日(月)・30日(火)・10月1日(水)
【予備日】10月2日(木)

6月定例会

平成26年6月定例会は、6月11日(水)に開会、6月24日(火)に閉会しました。
この議会では、町長提案15件、議員提出議案4件を可決し、請願1件を採択しました。

人権擁護委員候補者の推薦について
(全会一致)

市場谷 弘子 氏
下中 康子 氏
前田 美穂子 氏
3氏は適任である。

税条例等の一部を改正する条例
(全会一致)

法人町民税関係

地域間税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率引き下げを行う。地方法人税を国税として創設し、地方交付税の原資とする。
市町村民税12.3%↓9.7%
道府県民税5.0%↓3.2%
(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

軽自動車税関係

三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車に係る標準税率について、家用乗用車及び農耕作業用は現行の1.5倍とし、

区分		標準税率		
		現行	改正後	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
小型特殊	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円	
	その他のもの	4,700円	5,900円	
三輪		3,100円	3,900円	

※ただし、平成27年3月31日以前に新車登録した三輪以上の軽自動車は、現行税率のまま据え置く。

その他は現行の1.25倍に引き上げる。
(平成27年度分から適用)

原動機付き自転車、軽二輪及び小型二輪に係る標準税率は現行の約1.5倍(最低2,000円)に引き上げる。
(平成27年度分から適用)
グリーン化を進めるために、三輪以上の軽自動車に対して、新車登録から起算し14年を経過した軽自動車税は、改正後の標準税率の概ね20%の重

固定資産税関係

課税率を適用する。
(平成28年度分から適用)
地域の実情に応じ自主的に判断、「わがまち特例」として、固定資産税(償却資産)の課税標準に特例を創設、拡充するもの。(平成27年度分から適用)
創設:「ノンフロン製品」について特例措置を講じるもの。
拡充:「汚水又は廃液処理施設」「大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設」「土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設」

平成26年度熊取町一般会計補正予算(第2号)
(全会一致)

歳入歳出予算の総額から271万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ125億4,691万7千円とするもの。
歳入では、府補助金(消費者行政活性化基金事業補助金)93万9千円、公共施設整備基金繰入金300万円、コミュニティ助成金230万円等の増額他。

財政調整基金繰入金2,495万4千円の減額他。
歳出では委託料(プロモーション業務関係)515万6千円、備品購入費(教育子どもセンター費用)164万1千円、民生費(介護保険特別会計繰出金)909万8千円、衛生費(水道事業会計出資金)1,600万円、公園費(防犯カメラ設置工事費)126万4千円、熊取交流センター費(案内標識設置工事費)203万1千円の増額他。

後期高齢者医療特別会計繰出金22万5千円、下

老人医療費助成条例等の一部を改正する条例
(全会一致)

水道事業特別会計繰出金101万4千円の減額他。
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が一部改正され、法律名も変更されることに伴い、条例中の文言を一部修正する必要があることによる改正。
法律名の「帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援」とある部分が「帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援」に変更される。

(平成26年10月1日から施行)

修繕契約の締結について
(全会一致)

環境センターごみ処理施設監視制御システム更新に係る修繕。

契約の目的

契約の方法

随意契約

(商標登録された特殊な監視制御システムであり、1者随契約となった)

契約の金額

1億6,200万円

契約の相手方

荏原環境プラント(株)

平成26年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(全会一致)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ、108万7千円を追加し歳入歳出総額を53億4,410万3千円とする。

補正の主な理由は、退職及び人事異動、共済組合負担率変更等による。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、においても補正予算が可決されたが、理由は人事異動、共済組合負担率の変更等であり、詳細は省略する。

平成26年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)(全会一致)

収益的収入に8万7千円を追加、10億9,158万8千円とし、収益的支出に264万5千円を追加、10億7,197万8千円とする。
資本的収入に1,600万円を追加、1億3,161万2千円とし、資本的支出に49万3千円を追加、5億1,448万8千円とする。
補正の主な理由は、人事異動や建設改良費のための一般会計からの繰り入れ等による。

憲法記念日知事表彰を授賞されました

町議会議員 15年
鈴木 実 議員 坂上 巳生男 議員

議員の態度表明(○賛成 ×反対 △退場) 態度が分かれたもののみ表示 (議長は、賛否同数の時のみ表明し、議案の成否を決定します)

6月定例会審議案件	議員名	服部	佐古	重光	鯉谷	江川	藤本	矢野	鈴木	田中	白間	渡辺議長	奥野	坂上
	会派	新政	一新	熊愛	共産	共産	龍馬	一新	新政	新政	公明	公明	龍馬	共産
熊取町が詐欺行為の取消訴訟を速やかに提起することを求める請願		×	×	○	○	○	○	除斥	×	×	△	-	○	○
矢野正憲議員に対する副議長不信任決議		×	×	○	○	○	○	除斥	×	×	△	-	○	○

備考:日本共産党熊取町議員団(共産)、新政クラブ(新政)、熊取公明党(公明)、泉州龍馬の会(龍馬)、一新の会(一新)、熊愛の会(熊愛)

意見書採択

次の意見書を全会一致で可決し、政府などの関係機関に提出しました

●鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

(提出先:内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・環境大臣)

●中小企業の事業環境の改善を求める意見書

(提出先:内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣(金融)・厚生労働大臣・経済産業大臣)

●「手話言語法」制定を求める意見書

(提出先:内閣総理大臣)

第1回臨時会

平成26年第1回熊取町議会臨時会を7月15日(火)に行い次の案件を審議し、可決・推せんしました。

工事請負変更契約の締結について(庁舎耐震改修工事)(全会一致)

契約の目的	庁舎耐震改修工事	契約の相手方	阪南土建株式会社
工事の内容	床面タイルの変更、雨樋取替、照明器具追加、便所給排水、洗面所改修等		
契約の金額	変更前 2億6,340万5千850円	変更後	2億7,239万6千850円

裁判上の和解について(全会一致)

熊取町(原告)と(株)高田組外16者(被告)との間で係争中の事件に関し、次の者と民事訴訟法第89条に基づく和解を成立させるもの。

事件の概要

- 事件名 平成26年(ワ)第1937号損害賠償請求事件
- 訴訟提起日 平成26年3月4日
- 係属裁判所 大阪地方裁判所

和解の相手方

- 名称 株式会社高田組
- 訴額 4,191万750円及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員
- 和解内容 損害賠償金の全額及び平成21年6月6日~平成26年5月16日までの遅延損害金を7月末日までに一括納付

町立中学校給食用備品の購入について(全会一致)

購入物品	スチームコンベクションオープンドライ3槽シンク、冷蔵庫、冷凍庫
契約の方法	指名競争入札
契約の金額	1,812万2千400円
契約の相手方	株式会社中西製作所

農業委員会委員の推薦について(全会一致)

任期満了に伴い
江川 慶子氏、鈴木 実氏、向井 利夫氏の3氏を推薦しました。

熊取町が詐欺行為の取消訴訟を速やかに提起することを求める請願(採択)

■請願の趣旨

平成21年5月住民訴訟が始まった翌年、今勝建設(株)の北川一彦氏が、娘婿の矢野正憲議員に今勝の不動産所有権を移転した。この所有権移転は、町の債権保全を妨げる詐欺行為の疑いがある。詐欺行為取消権の時効は、町がその原因を知ったときから2年であり、時効が迫っている。熊取町が、民法424条により、詐欺行為の取消訴訟を速やかに提起することを請願する。

請願者：大浦正義 紹介議員：坂上巳生男 藤本龍 重光俊則

反対討論

■一新の会

先の重光議員の一般質問で「資産の移転を行っている業者らに対してどのようにして損害賠償金を回収していくのか、さらに、そういった業者の中で詐欺行為でないかと判断する基準は何か。詐欺行為取消訴訟を提起していない理由は？」と質問され、副町長がその質問に対して、次のように答弁された。

「詐欺行為取消権の目的は、財産の保全という観点と所有権移転が悪意をもっておこなわれたかの2点だと、そしてたとえば1,000万円の債権にそれ以上の多大な任意の根抵当権の設定のある不動産の所有権移転を詐欺行為取消権で取り消して債権を回収したとしても、根抵当権付き債権が復活するだけである。それでは詐欺行為取消しを行う価値がないと判断し、債務者の責任財産の保全ができないのなら住民の税金を使って、詐欺行為取消訴訟の裁判をする必要がないと考える」と答弁された。

それが、町としての考えだと思う。裁判にも血税がかかり、価値のないものに血税をかけることについて住民の皆様の理解を得ることができるでしょうか。

また、当事者の矢野議員が平成26年5月27日大阪地方裁判所に「詐欺行為取消権不存在確認請求」訴訟を熊取町を被告として提訴しており、既に受理され、第一回弁論期日も決定され、平成26年6月10日に熊取町に訴状が送達されたものである。よって、6月3日に提出された同じ意味を持つ請願は、既に司法の場にゆだねられている。

件を詐欺行為と考えていないとの立場を示し、現段階で取消訴訟を提起するつもりはなさそうであるが、これはあくまでも町の判断であり裁判所の判断ではないため司法の判断を仰ぐべきであると考えます。

中西町長は、今回の談合事件が発覚し平成20年4月に北川氏以下4名の有罪が確定した後、「熊取町建設組合員の関与した公共事業について談合の疑いある物件について、遡って損害賠償訴訟を提起しないか」という議会の質問に対し、「談合を立証することが困難」という理由で損害賠償請求訴訟を行わなかった。しかし平成21年3月に住民が、損害賠償請求訴訟を提起した結果、平成25年12月、業者に対し4億5000万円にのぼる損害賠償請求を最高裁まで審理され、判決を勝ち取った。

このように、談合事件では中西町長及び熊取町の考えとは異なる判決が出ているのであるから、本件についても熊取町独自の判断で終わらすことなく、適切な司法の判断を仰ぐべきである。

今後、町は今勝と損害賠償請求の交渉をしなければならない立場であり、訴訟を提起しないことは、今勝に対する交渉上不利となるため、常識では考えられない。時効中断措置の為に訴訟を提起することを望む。

■熊愛の会

本議会一般質問において副町長は「詐欺行為取消の目的は、財産に対して強制執行の準備をする際に、当該の財産の減少が著しく、かつ、悪意を持って移転した場合に対処する」と説明された。また、「詐欺行為で取り消しても、責任財産が増えないのであれば、その詐欺行為を取り消す価値がない。」という説明もあった。これについて考察すると、北川一彦氏と今勝建設の資産全体が移転されている」という事実からこの資産の移転は詐欺行為の疑いがあるとみなしてもおかしくない。また、悪意があるかないかは、最終的には「損害賠償金及び遅延損害金を支払うか否か」で判断すべきである。

最も、重要なのは、すでに全額を納入されている業者と、また、資産の移転などしない状態で和解交渉に臨まれている業者が多くおられるとことである。北川氏と今勝は資産を移転した状態で和解交渉の席に着こうとしているが、損害賠償金を支払わずに済むといった事態にならないように熊取町は、あらゆる手段を講じる必要がある。まずは、詐欺行為取消訴訟を行って、いったん資産の移転の取り消し請求ができなくなるという時効不成立の措置を講じることが不可欠である。

さしくも、矢野議員は熊取町に「詐欺行為取消権不存在の確認訴訟」を提起している。矢野議員はまずは町民の方々に謝罪し、さらに「今勝と北川氏が損害賠償と遅延損害金を支払う」という約束を取り付けることに全エネルギーを投入すべきで、それが実現すれば、詐欺行為云々という問題はなくなる。

賛成討論

■共産党議員団

談合は、業者で結託して、町税を搾取した犯罪です。北川氏は熊取建設業協同組合の理事長として、談合を取りまとめ、談合のために組合を作ったと証言した人物です。一番先に高裁の判決通りの金額を払うべき人物です。

矢野議員は、北川氏夫妻の娘婿であり、利害を共有しています。また、議員として、住民が勝訴すれば、今勝建設の所有する不動産などが、町の債権の保全の対象となることを予見できたはずであり、矢野議員は善意の第三者とは言えません。

矢野正憲議員がおこなった不動産所有権の移転は町の債権保全を妨げる詐欺行為の疑いがあります。熊取町は詐欺行為の取消訴訟を行い、熊取町の損失を速やかに取り戻すべきです。以上の理由で、賛成します。

■泉州龍馬の会

熊取町は、重光議員の6月議会における一般質問において、「今勝建設所有の不動産が矢野議員の名義に変更されている」

設置理由

損害賠償請求されている今勝建設の資産が移転されたことにかかわる矢野議員の行為が議会議員政治倫理条例に違反する疑いがあるという理由で213人の有効連署を添えて審査請求があった。

審査の経過

第1回審査会 平成26年3月27日

審査請求の内容について確認

委員長	白間 泰男
委員	坂上巳生男
委員	服部 脩二
委員	佐古 員規
委員	重光 俊則
委員	藤本 龍

熊取町政治倫理 審査会経過報告 について

矢野正憲議員に対する副議長不信任決議(採択)

■提案理由

矢野正憲議員に関する政治倫理審査会の開催に関して、矢野正憲議員が裁判所に提出した政治倫理審査会続行禁止等仮処分命令申請など、正規の手続きで開催された政治倫理審査会の正常な運営を混乱させる行為は、おおよそ副議長として容認できるものではない。

提出者：重光俊則 賛成者：坂上巳生男 藤本龍

反対討論

■新政クラブ・一新の会

1 提案理由で「正規の手続きで開催された政治倫理審査会の正常な運営を混乱させる行為は、おおよそ副議長として容認できるものではない。」とあり、これは、審査会の審査内容を一方的に決めつけて弁明を拒否するとしている行為を指していると思われるが、政治倫理審査会にかけられている当事者としては、「弁明する」「弁明しない」という権利はあるので、そのことで、正常な運営を混乱させる行為とは言えない。

2 今回開催している政治倫理審査会は、①倫理条例の施行規則が無いまま審査会を開催しているので、適正な政治倫理審査会とは言えない。②本件の、被請求人が調査請求された行為は、平成22年1月22日に行われた自宅不動産の売買契約に基づく買い取り行為であります。ところが、熊取町の政治倫理条例は、平成22年10月7日に成立し、同条例附則で「この条例は、平成23年5月1日から施行する。」と定めています。

このことからして、条例施行前の行為に対して、本倫理条例を遡及適用し審査対象にすることは、憲法39条の不遡及の原則に違反している。

3 矢野議員は、審査会の条例を無視した審議状況を確認し、倫理条例に従った審査を実現するため仮処分申請を行い裁判所の判断を求めたと言うのである。

仮処分申請の目的は、条例違反を阻止し、自己の名譽、信用等の人格上の権利を守るためであります。

賛成討論

■泉州龍馬の会

最高裁判所は、懲罰決議等取消請求事件(昭和34年(オ)第10号)や、出席停止懲罰を受けた門真市市議会議員が最高裁まで争った出席停止処分取消請求権事件(平成13年(行ウ)第29号)において、地方議会議員の懲罰等については司法審査の対象にならないと明確に判示している。

ゆえに、政治倫理審査会にかかる事案は、自立的な法規範を持つ社会ないし団体、つまり、熊取町議会の政治倫理審査会にその判断に委ねるべきであって、審査過程や審査結果である懲罰権の行使の適正は、個々の議員の良識ある行動及び議員選挙権を有する市民の議会に対する監視によって保障されるべきものであり、司法の判断を仰ぐべき事案でない。

矢野議員のとった一連の行動(当該審査会で一度も弁明する

ことなく、顧問弁護士を用いて「政治倫理審査会続行禁止等仮処分命令」により審査会を中断する行為等)は、形式的には政治的信用等の人格権を侵害することを防止するため司法権を行使した等とすることは、あたかも正当性を有するようには思えるが、そもそも、司法の判断を仰ぐべき事案でないことは当然であるから、実質的には、いたずらに司法権を行使し、政治倫理審査会の正常な運営を混乱させるがための行為であり、議会の正常な運営に努めなければならない立場にある副議長として、おおよそ許されるものではない。

また、審査会の弁明を拒否することは、議会基本条例第17条の規定や、政治倫理条例第3条2項「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」とする規定を無視した行為であり、これを看過することは出来ない。

よって、議会を代表する副議長としての資質に大いに疑問を抱かざるを得ず、矢野正憲議員に対する副議長不信任決議に賛成する。

■共産党議員団

矢野議員は、熊取町の損害賠償請求に影響を及ぼすおそれのある不動産取得その他を理由に、政治倫理審査会の審査対象議員となっている。政治倫理条例では対象議員に対し、第7条で「弁明の機会付与」が、第9条では審査会の「調査への協力義務」が規定されている。

矢野議員は4月30日の第2回政治倫理審査会に反論文書を提出し、司法に訴えることも辞さない姿勢を示したが、5月15日の第3回審査会には出席すると連絡してきた。ところが審査会当日には矢野議員の出席はなく、政治倫理審査会の続行禁止を求める仮処分申請を大阪地裁に提出し受理されたことが、事務局より報告された。審査会は審査を中断し、裁判所からの通知が届くまで審査会を延期した。2週間が経過しても通知はなく、再開に向けての協議を5月30日に開催したところ、矢野議員が「仮処分申請」を取り下げたことが事務局より報告され、その理由が「審査会の延期により目的を達成した」とのことであった。

このようなやりかたは、副議長としても、議員としても失格と言わざるを得ない。多くの住民は「疑惑」を感じており、矢野議員は自ら説明する責任がある。その責任を果たすことなく、いたずらに政治倫理審査会を混乱させた責任は重大である。



長池オアシスのハス

第2回審査会 4月30日
審査請求者に対する質疑応答
第3回審査会 5月15日
矢野氏が、政治倫理審査会の続行禁止を求める「仮処分申請」を大阪地裁に提出したことを受けて、審査会の審議は当面延期することとした。
第4回審査会 6月13日
仮処分申請が取り下げられ(5月26日)、審査再開となる。
審査にあたって、法的アドバイスを受けるため弁護士依頼を決定。
第5回審査会 6月30日
大阪弁護士会を通じて弁護士依頼することとした。また、矢野氏に対し再度「弁明の機会」を与えることを決定した。

熊取町における各種債権の管理・保全体制について問う

藤本 龍



問 町が有する私債権において、民法424条に規定する詐害行為が行われた場合、あるいは詐害行為が行われたと推定される場合、どのように対応されるのか。

答 詐害行為の判断については、まずは各々のケースにより慎重な調査が必要だと考える。調査の結果、詐害行為の可能性があると判断した場合

には、裁判所に対し、債権保全のために処分禁止仮処分の申し立て等必要な措置を講じる。なお、詐害行為かどうかの判断については十分な調査の上での判断が必要なこと

から顧問弁護士とも相談のうえ、適切に対応していきたい。

問 詐害行為が行われた場合、刑法96条の2に強制執行妨害目的財産損壊

等罪に基づいて熊取町から告訴することはあるのか。

答 まずは詐害行為の調査を行い、詐害行為が確認できれば、債権保全措置を取ったうえで、債務者に対して納付を促していく。このような債権の回収に向けての処理を行う中、債務者において誠実な対応が見込めない場合には法的な処理について顧問弁護士と相談のうえ、適切に対応していく。

問 私債権における時効の中断に対する取り組み



についてどのように対応していくのか。

答 債務者には、督促状の送付を行った後においても未納であれば、催告書を送付するなど納付を促している。さらに未納の状況が続けば、債務者と納付相談を行い、その中で納付計画や納付誓約書の提出を求めるなど、時効の中断を行っている。また、各種私債権の回収にあたっては、適宜適切な事務処理を怠りなく実施しているところであり、個別の事情として債務者の死亡等不可抗力により、実状として債権放棄となる場合はあるが、放置しているようなことはない。

要望 町が有する各種債権は、町民全体の共有財産であり適切な保全管理を行っていただきたい。

問 私債権における時効の中断に対する取り組み

乳幼児健診の現状と対策は？

服部 脩二



文部科学省が小中学生を対象にした「居所不明児童・生徒」の調査では、昨年度、全国で705人の所在が確認できており

ません。また、厚生労働省は、乳幼児を含めた子ども全体の安否確認を目標としているが、自治体は、親の「嘘」や制度上の制約など、さまざまな「壁」に悩まされているのが現状です。

問 新生児の全戸訪問に加えて、乳幼児の健診もされているが「一歳半児健診」「三歳児健診」の昨年度の受診状況は、いかがですか？

答 本町では、「一歳七か月」受診率97.8%、未受診児数8名、「三歳六か月」受診率98.4%未受診児数6名で、健診を実施しております。

問 受診奨励の方法は？

答 健診対象児に個別通知を行い、町立保育所からも受診奨励の呼びかけを行って、受診率も向上している。

未受診児への奨励は、保健師が受診奨励を行っていたが、今年度から、健診対象月に未受診の方に受診奨励を実施している。

その結果、連絡がとれない場合は、子ども家庭課等関係機関と情報交換を行い、把握方法など対応を協議している。

未受診の主な内容は、転入元で既に受診済み、入院中、海外渡航中であるものです。

問 再度受診を奨励しても受診されない場合は、

策を講じているのか？



談合事件の損害賠償金回復の対応状況は？
(仮称)えいらく公園の開発に対する
非常に低い国交付金にどう対応するのか？

重光 俊則



談合事件の損害賠償金の回復について

問 町建設工事をめぐる住民訴訟判決確定後、損害賠償金を完納していない業者ら20者に対して損害賠償請求訴訟を提起したが、業者らはどういう態度を示したのか？

答 8者から損害賠償金等の納付があった。そのうち3者は完納だった。完納に至っていない17者の内15者より和解による解決申入れがあった。

問 それら業者らに完納の意志はあるのか？

答 色々な提案があるが、町はすべて完納させるというスタンスである。

問 資産移転をしている者からどのように損害を回収していくのか？

答 所有権移転が確認された者には書類請求し、処分禁止申立てを行った。

問 資産移転をしているのは何件か？詐害行為の疑いのある者にはどのような対応をしたのか？

答 4者が資産移転していた。1者は元の状態に戻された。1者は公共事業目的の売却だったので対象外とした。1者は損害賠償金を完納されたので、詐害行為の追及をやめた。1件は町が仮処分申請をしても剰余金が生じないので詐害行為に当たらないと判断している。

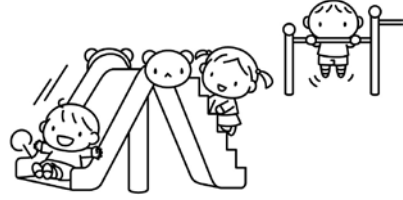
問 詐害行為でないと判断するには、住民が理解できる証拠等を示す必要があるのではないか？

答 非常に微妙な個人情報なので軽々に明らかにすることはできない。

問 資産移転のあった業者らも、損害賠償すると判断しているのか？

答 今後そういう意思の

確認を含め、和解内容を十分に検討していく。



(仮称)えいらく公園の開発交付金について

問 (仮称)えいらく公園の開発に対する26年度の国交付金内示額は町要望額の22%で、本計画の見直しや資金確保が問題となるが、今後どのように対処していくのか？

答 27年度の交付で、交付金が得られるよう努めていくが、まずは現在の内示額に見合う規模で部分的な工事発注を進める。

高齢者へ熱中症対策を注意喚起し、周知徹底を図れ！
本町の介護事業に地域包括ケアシステムの構築を！

白間 泰男



高齢者に対する熱中症対策について

問 熱中症で救急搬送された人が5月26日から一週間で1,637人と前年同期の約7倍となった。初夏の高齢者熱中症対策の留意点は？

答 広報やホームページで注意喚起し、高齢者の多く集まる健康教室で熱中症予防を呼びかける。地域包括支援センターや町内介護サービス事業所、シニアクラブの協力を得ながらあらゆる機会を通して熱中症対策に取り組む。

問 自治体として熱中症対策の具体化は？

答 独居高齢者に対して見守り機能のついた熱中症計を配布する自治体もある。リスクの高い人に対して貸与できないのか？

答 熱中症計は、予算の関係もあるので留保する。見守り活動の呼びかけ・啓発を各地域で行う。

問 地域包括ケアシステムの構築について

答 地域包括ケアシステムとは、重度の要介護者となっても、住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けるよう医療・介護予防・生活支援が一体的に提供されるものです。その拠点となるのが「地域包括支援センター」です。本町の地域福祉活動の現状は？

答 国が提唱している医療、介護連携の強化や医療、介護、福祉の専門職の方々や地域の方々と共に地域包括地域センターを中心に地域の課題に取り組む「地域ケア会議」などを計画的に盛り込む。医療介護ネットワーク

連絡会(ひまわりネット)を活用し、行政、医療、介護の関係者で行う研修会や意見交換などの開催により地域包括ケアシステムを構築していきたい。

問 健康グループ(くまとり探検隊、タピオ体操、食生活改善協議会)の支援やその他の対策は？

答 健康グループには、更なる協力をしていく。医療介護連携ガイドマップや事業所向けガイドブックを作成している。



安全な街にするために
(防犯カメラの設置)

田中 正旗



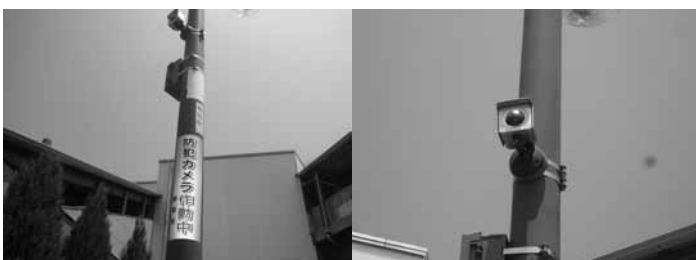
問 町内にある屋外に設置されている防犯カメラの数は？

答 町設置分は、熊取駅前広場に3台、つばさが丘地区の中学生が利用する通学路に2台の計5台と、各公共施設に35台設置しており、今後、熊取交流センター（煉瓦館）に5台設置するための予算は措置済みで、さらに、大久保防災コミュニティ公園と長池オアシス公園にそれぞれ1台設置するべく、費用の補正予算を本議会に上程済みである。

答 現在2台設置している。今後設置を予定している箇所はないが、これから、保護者、学校をはじめとする関係者からの意見を勘案し、現場状況を検証し、効果があると判断され、地元の同意が得られた場合には、カメラの設置を考えたい。

問 自治会で設置希望があれば、どのようにするのか？

答 町で設置している防犯カメラについては、「熊取町街頭犯罪防犯カメラの設置及び管理要綱」に基づき設置している。自治会から設置の要望があれば、犯罪発生状況や危険度を大阪府警と協議し、必要性があれば、町が設置し、管理することとなる。



駅前広場の防犯カメラ

一部の自治体では、自治会に対し設置費用の一部補助を行い、自治会が設置、管理している事例があるが、事件等が発生した場合、警察への対応が必要なため、自治会の負担が大きくなる。町としては、現要綱での設置とするが、補助金制度についても、状況を調査・研究し検討する。

国保の資格証明書は受診抑制につながる。
資格証明書の発行は、やめるべきではないか。

坂上巳生男



問 所得250万円の4人家族（介護分2人）で50万円を超える保険料は、「過酷」な負担だ。町独自の軽減策求める。

答 基本的には国の制度設計の中で解決すべきと考ええる。4月からの法改正で、低所得者2割軽減、5割軽減が拡充された。町の独自減免は、現行制度で対応していきたい。

問 短期証発行数は減っているが短期証未交付が多く、近隣自治体に比べ資格証明書発行が多い。資格証明書の方が窓口に来られた場合、短期証への切りかえに条件を設けているのか。

答 2年で滞納を解消できよう交渉し、困難な場合は事情に応じて納付計画を立てて頂く。

問 生活困窮者自立支援第3次地域福祉計画の中で、生活保護法改悪と共に成立した生活困窮者自立支援法施行を控え、「適切な対応をしよう」とある。説明求める。

答 事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、本町の場合は「岸和田子ども家庭センター」での実施となる。具体的 な事業としては「自律相談支援事業」や「住居確保給付金事業」など予定されている。



問 最近5年間(3月末)の短期証、短期証未交付、資格証明書の世帯数を報告されたい。

答 短期証は平成22年3月末から順に、312世帯、391世帯、368世帯、339世帯、257世帯、短期証未交付は順に、66世帯、82世帯、107世帯、156世帯、139世帯。資格証明書の発行は、

23世帯、42世帯、55世帯、56世帯、58世帯となっている。

地方消費税の使途は？社会保障に使われているのか？
開水路の改善と浸水対策？
側溝の蓋の上を歩道としてカラー化？

江川 慶子



地方消費税の使途は？

問 消費税アップ分は社会保障施策の経費にあて

ることとされ地方消費税交付金も、使途を明確にすることが求められている。本町の取扱いと、社会保障施策の経費として、あてられているのか？

答 1月に総務省から予

算書や決算書の説明資料等で明示するよう通知がきている。しかし予算の最終段階に入っており明確化するに至らなかった。今後、毎年度の予算、決算時に作成する。増収分のすべてを社会保障施策に充当していく。

排水路の改善

問 下水整備が行われて

いない場所の開発において、生活排水や雨水が、個人地や農業用や町道・府道の側溝に流れている。



問 路側帯のカラー化に

側溝のふた掛けの上を通水路として歩かせることはどうか

答 開発により排水流量が大きく影響するものではないので事業主に対して協議、対策等を求めている。大雨時は職員が事前にパトロールし、ゴミや雑草などの撤去、水利組合等においても行っている。大原池下流の野田地区において浸水対策工事を実施する予定である。

大雨時にはあふれる箇所もある。対策を求める。

答 開発により排水流量

が大きく影響するものではないので事業主に対して協議、対策等を求めている。大雨時は職員が事前にパトロールし、

ゴミや雑草などの撤去、水利組合等においても行

っている。大原池下流の野田地区において浸水対策

工事を実施する予定である。

より、希望が丘の通水路

において側溝のふたの上

を歩かなければならない

状況。対策は？

答 24年度に「通水路に

おける緊急合同点検」において歩道のない状況で

あったためセンターライ

ンをシフトさせ、路側帯

を確保した。道路側溝蓋

の鉄板蓋に滑り止め加工を施した路側帯のカラー

化による安全対策を予定

している。

グレーチング蓋に交換す

る予定はない。学校、警

察、道路管理者及び教育

委員会と連携を図り通学

路の安全対策に取り組ん

でいく。

スポーツを活かした観光まちづくりの推進を！
駅前ロータリーの安全で便利な交通環境整備推進を！

佐古 員規



スポーツによる観光ま

ちづくりについて

問 熊取町の大学、企業、

スポーツ団体との連携に

ついて現状と今後は？

答 大学については、ス

ポーツ教室や、公開講座の実施、相談事業など各

大学の特色を生かした連

携協力をして載っている。また、長年にわたり、体

育協会やスポーツ少年団

への支援も行っておりス

ポーツが盛んなまちをア

ピールしている。企業と

の連携では、プロチーム

と協働し、「町民優待

デー」を設けた。今後は、

バスケットの大阪エ

ヴェッサとも協議中で、

色んなプロスポーツ選手

と直接触れ合える機会

の創出を検討していきたい。

問 文科省で「スポーツ

を通じた地域コミュニ

ティ活性化促進事業」等

の補助金など、ぜひ活用

を！

答 情報提供有難うござ

います。研究いたします。

問 泉州地域におけるス

ポーツに関する熊取町の

優位性の活用は？

答 大体大など専門的な

大学が立地し、閑空や高

速インターからも近く、

また、年間20万人超の利

用者のある「ひまわり

ドーム」があり、太極拳、

ペタンクなど様々なス

ポーツに親しむ住民が多

い。全国規模の大会誘致

などより一層スポーツの

まちとしての知名度アッ

プに取り組んでいく。

問 泉州全体でのスポー

ツツーリズム推進は？

答 泉州観光プロモーシ

ョン推進協議会をより推

進し、本町の優位性を活

かし、スポーツイベント

等による地域活性化に繋

げていきたい。

町長 以前からの計画で

湘南から太平洋沿いにサ

イクリングロード案など

を始め、9市4町でタッ

グを組んで取り組みたい。



駅前ロータリーの交通

環境整備について

問 一般送迎車両用の乗

降ゾーン（キス&ライ

ド）の設置を願うが？

答 現在、乗降ゾーンを

10台設置しているがより

明確化や、他の場所も含

め検討したい。



子ども・子育て支援新制度(こども園への移行・延長保育、病児保育・無認可保育所の認可) 認知症サポーターの活用

鯉谷 陽子



こども園への移行

問 熊取町ではこども園への移行は考えられているのか？

答 国は、「幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定を行えるようにする」としており、今後幼稚園・保育所の希望などを踏まえ判断していく。

問 こども園に子どもが多く集まり保育所が少なくなるのでは？

答 熊取の保育の質の良さを知ってもらえるよう努力していく。

延長保育・病児保育

問 子ども子育て事業の中に延長保育や病児保育について述べられている。支援事業計画の予定は？

答 延長保育については、中央・西・東保育所で午前7時から午後7時まで、

つばさ共同保育所で午後10時まで、さくら保育所で午後8時まで実施している。病児保育は現在実施していない。今後、子ども・子育て会議の議論やアンケート結果を踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業の中で検討します。

無認可保育所の認可

問 無認可保育所(延長保育・病児保育をしている)が、認可保育所になることを希望している。配慮できないか？

答 国は待機児解消のため認可外施設への支援を掲げています。町では待機児はないが、無認可保育所が基準を満たす認可保育所に移行するのが望ましい。町内全体の需給バランスを配慮し検討していく。

認知症サポーターの活用

問 認知症サポーター養成講座の受講者が1,096人になっている。大牟田市のようにすでに受講済のサポーターが再認識できるような取り組みができないか？小学生にも取り組んでいる。町でもできないか？

答 引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、過去に受講された方に対して参加呼びかけをする。小学生だけでなくあらゆる世代に認知症サポーター養成講座を行う。



大阪府立大学 BNCT 研究センターを視察!!

去る5月8日、議員7人と副町長、担当理事等、総勢12人で、大阪府立大学なかもずキャンパス内に建設されたBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)研究センターを視察しました。同センターでは、新たなホウ素薬剤の研究開発を核とした実証評価事業や人材育成等が行われています。



同大学の^{きりはたみつり}切畑光統特認教授から、ホウ素薬剤の研究の現状と展望についての説明を受け、センター内の最新の装置や機器を見学させていただきました。

BNCTの早期実用化を目指す本町にとって、この研究センターのオープンは大変に心強く、しっかり応援をしていきたいと思いました。

~「くまとり議会だより」モニター会議を開催しました~

5月9日に、6名のモニターさんにご出席いただき、次のようなご意見をいただきました。

- 議会報告会で出された意見・要望を載せているがそのフォローが必要。
- 予算のリード文に重点ポイントなどをいれてみてはどうか。
- 住民と議会との双方向のやりとりができるような工夫がほしい。
- 写真を提供いただく機会がふえていることは喜ばしい。
- 固い印象を受ける、やわらかい議会広報もある。
- 高齢者社会を意識し文字を大きくして欲しい。
- 固くても良いのでは。
- レイアウトがマンネリ化してきている。
- よく整理され、内容も良くなってきた。
- 議会ごとのトピックを掲載しては。



議会報告会での質疑応答、意見・要望

平成25年12月議会と平成26年3月議会の議会報告会(2月と5月)における質疑応答、意見、要望の一部を以下に示します。

(質問)独居の方の孤立死が問題になっているが、町としてはどう考えているのか？ 大原住宅の場合、緊急事態の時、消防が外から窓を割って、部屋に入って救助しているが、町営住宅なので、町が管理者を置いてマスターキーを管理すれば、窓を割らなくても救助できるのではないかな？

(回答)公営住宅で、マスターキーを管理している団体はない。今のところはガラスを割って救助し、ガラスの処理も町がするというので、ご理解いただきたいと思っていますが、今後の課題として担当課に相談してみます。安否確認などは、ご近所の協力が一番重要かと考えます。

(質問)ふれあい公園を野田地区の盆踊りで使用しているが、トイレが汚くドアが開かない。撤去するか建て直したほうがいいのか？

(回答)担当課に報告し対処する。

(質問)自主防災の進め方について町の指導があるのか？

(回答)消防署などが指導する。自治会の現状に則した指導を受けてほしい。

(質問)マイナンバー制度の導入が差し迫っているが、熊取町の準備状況は？

(回答)制度開始に対応できるよう平成26年9月の補正予算でシステム設計にかかる費用を計上することとしている。

(質問)成合地区の水道管の水圧が弱い。ふろの水をためるのに時間がかかる。キャンプ場(野外活動ふれあい広場)は、ポンプアップしている。なんとか成合地区の水圧を上げる事ができないのか？

(回答)本年度3月議会に予算措置を講ずる事としている。来年2月頃から3月頃にポンプアップ工事を行う。上高田地区を始め適正な水位管理が行われていない地域があり、今後、随時対応していく。区長には、担当部局から予算が可決した段階で説明に行く。

(質問)農道の整備(道路の補修や拡幅延長工事)について町の補助はあるのか？(成合地区に入る信号機付近の農道)

(回答)地権者の問題もあり、農道の整備は難しい。しかし地元から要請があれば、資材提供として砂利、コンクリート、杭等は可能。

(質問)議会議員政治倫理審査会について設置の趣旨等説明してもらいたい。

(回答)この件については政治倫理審査会で審議中です。審査結果が出るまでお答えできないというのが方針です。

..... 要 望

○町の庁舎やすべての公共施設は冷暖房完備されている。小中学校は非常時の避難場所になっている。そのためにも、小中学校にエアコンを設置すべきだ！

○空き家対策について空き家バンクをつくれればどうか。

○泉陽ヶ丘の下地区に入る橋が老朽化している。橋と道路の所有者を確認して補修等ができるようにしてほしい。

○町内での買物をするところが不便になっている。買物しやすい環境にしてほしい。

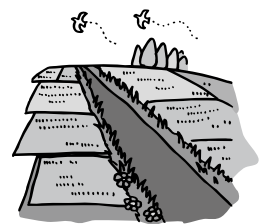
○つつじヶ丘で陥没したところがあり、一応の修繕はしてくれたが心配。町に道路の改善を求める要望書を出したが、その後の陥没を見守るとの返事だった。早く修繕してほしい。また、徐行と道路に書いた文字が消えている。早く対応してもらいたい。

○議会だよりはタブロイド版で作ると文字も大きくなる。また、カラーにしてほしいが、その時にはユニバーサルデザインで色弱の方にも識別できるようにしてもらいたい。

○熊取町行政の道路行政について次の点について取り組んでいただきたい。

1. 外環状線を含めた渋滞の解消
2. 十字路交差点の改修
3. 住友電工と京都大学原子炉の間の道路の交差点の改修(改修予定を説明済み)
4. 岸南線と外環状線の早期の接合(一部改修予定を説明済み)
5. 生徒が増加する東小学校の大宮地区、小谷地区の小学生の通学路の道路拡幅

○近年異常気象が増加する中、調整池の機能低下を防ぐために土砂掃除、草や葎の伐採等を行い、調整池としての機能低下を防いでほしい。



ホームページにも掲載しています。

議会報告会の予定

住民のみなさまと議員との自由な意見交換の場として、平成20年度から議会報告会を始めて6年が経ちました。みなさまからいただいた、さまざまなご意見・ご要望をもとに、平成26年度からの開催方法について議員全員で協議した結果、これまで1年をかけて各地区で開催していたものを2年をかけて開催していくことといたしました。

また、新たな取り組みといたしまして、定例会開催後に全体会を開催いたします。

議会報告会全体会を実施します

8月31日(日)午後7時30分～
会場：熊取交流センター 煉瓦館 コットンホール
 ≪ 担当：2班 ≫



	議員名(○班長)・8月実施予定地区(6月議会報告)	11月実施予定地区(9月議会報告)	2月実施予定地区(12月議会報告)
1班	○佐古 員規・坂上 巳生男・渡辺 豊子・奥野 博通・服部 脩二 新野田・・・8月9日(土)午後7時30分～ 老人憩の家	南山の手台	大宮 若葉
2班	○重光 俊則・鈴木 実・矢野 正憲・江川 慶子 朝 代・・・8月27日(水)午後7時30分～ 公民館	つばさが丘北・西 美熊台	五月ヶ丘
3班	○白間 泰男・田中 正旗・鯉谷 陽子・藤本 龍 久 保・・・8月23日(土)午後7時30分～ 老人憩の家	高田 翠松苑	大久保 池の台

平成26年5月発行の議会だより
 (No.25)に以下の誤記がありました。
 お詫びして訂正いたします。

① 2頁1段目
 誤「常勤消防団員」
 正「非常勤消防団員」

② 2頁3段目
 誤「4億7,436万8千円」
 正「5,153万9千円」

③ 3頁4段目
 誤「7割軽減」
 正「2割軽減」

写真

平成26年11月発行の議会だよりの表紙に使用する写真を公募します。

※締め切り…9月30日※写真は返却できません。

※たくさんの応募をお待ちしています。

■詳しくは事務局までお問い合わせください。

募集

町議会ホームページの紹介

町議会のホームページでは、議員名簿・議会傍聴・請願と陳情・定例議会の日程・質問など公開しています。また、会議録の閲覧もできますのでご覧ください。

熊取町議会

検索

編集後記

議会だよりには、おびただしい数の「数字」が並んでいる。そのどれもが住民にとって、なおざりにできない数字だと思う。しかし数字のチェックは、なかなか大変で、前号(No.25)では重要なミスを発見できなかった。文章表現上のミスは、しっかり読めば「おや」と感じるが、数字のミスは、原稿が「正しいか」「間違っているか」判断するためには、正しい数字の「概略」が頭に入っていないとチェックできない。大きな課題であるが、「数字に強い」議員が求められていると思う。

広報委員会

委員長 矢野 正憲
 副委員長 重光 俊則
 委員 服部 脩二
 委員 佐古 員規
 委員 藤本 龍
 委員 白間 泰男
 委員 坂上 巳生男